

監査報告書

平成26年6月11日

国立大学法人北見工業大学

学長 高橋 信夫 殿

国立大学法人北見工業大学

監事

前 晋爾 

監事

佐藤 正行 

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第10期事業年度の業務並びに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、利益の処分に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書について監査を行った結果、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人北見工業大学監事監査規程等諸規程及び当期監査計画に基づき、役員会、経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類、契約書類を閲覧し法人の業務および財産の状況について調査いたしました。

さらに、会計監査人である新日本有限責任監査法人から報告、説明を受け、財務諸表、利益の処分に関する書類（案）、決算報告書及び事業報告書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の財務諸表、利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書にかかる監査方法および監査結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人北見工業大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは規則に違反する重要な事実は認められません。

以上